

「豊頃町空家等対策計画」を策定しました

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化などに伴い、空家等が増加しており、環境、安全、防犯等の面で地域住民へ影響が出ています。本町においては、空家対策として独自の施策を行っていますが、その実績をふまえ総合的な空き家対策を計画的に推進するために「豊頃町空家等対策計画」を策定しました。

本計画は、町のホームページ等で閲覧することができます。

01

計画の目的

地域の安全確保と生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進すること

02

計画の位置付け

本計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」として位置づけます。

03

基本方針

空家等の実態調査等を基に、豊頃町空家等対策の推進に関する条例（平成31年条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により設置される「豊頃町空家等対策委員会」において除却や適正管理など必要な事項を迅速に判断し、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の地域資源としての活用を促進します。

04

計画期間

平成31年度（2019年度）から令和5年度（2024年度）までの5年間とします。

05

対象とする空き家等の種類

計画の対象とする空家等の種類は、条例第2条第1号で規定する空家等、同条第3号で規定する特定空家等とします。ただし、空家等の利活用、予防などの対策については、将来的に空家等になる可能性のある住宅も対象とします。また、このまま放置すれば特定空家等と同時に地域住民への生活環境に深刻な影響を及ぼす動産も対象とします。

06

計画の公表

計画策定時、または計画を変更したときは、豊頃公告式条例（昭和25年条例第11号）を準用するとともに町広報、ホームページ等により公表します。

07

計画を進めるための体制

本町では、当面は次の表のとおり住民課生活環境係を中心として、空家等の課題に関連するすべての部署と連携体制を構築し、空家対策に取り組みます。

担当部署	担当係	実施内容
住民課	生活環境係	空家等実態調査、空家等対策委員会の運営、空家等対策計画策定・変更
		空家等台帳作成・管理、空家等相談総合窓口
		特定空家等解体撤去事業（補助事業）、特定空家等寄附受付・除却事業（相談と受付）
	戸籍年金係	空家等台帳用情報提供（住基情報）
		空家等所有者の代表相続人調査
資産税係	特定空家等寄附受付・除却事業（法定相続人の調査・確定と戸籍謄本・附票の収集）	
	空家等台帳用情報提供（各種資産税情報）	
施設課	建築住宅係	特定空家等の勧告に伴う固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例の対応
		災害対策
		特定空家等寄附受付・除却事業（嘱託登記及び判明した相続人との交渉及び同意書等必要書類の収集）
		特定空家等の判定及び指導・助言、勧告、命令
	施設管理係	特定空家等寄附受付・除却事業（除却工事）
行政代執行による除却（略式を含む）		
水道係	緊急安全措置、国・道の除却等支援施策の調整	
企画課	町づくり推進係	空家等実態調査、立入調査
		空家等情報バンク
		空家等所有者等の意向調査と適正管理情報の提供
		定住促進等住宅取得補助金、空き家・空き地活用事業補助金
		国・道の利活用支援施策の調整
総務課	財政係	特定空家等寄附受付・除却事業（寄附採納処理）
		国・道の支援施策の調整
消防署	消防課	空家等実態調査、火災予防
	警防課	緊急安全措置（施設課との協力・連携）

上記以外の部署で例えば福祉課等の家庭訪問時の情報、産業課・農業委員会からの離農情報等で空き家等に関連する情報、高齢者住み替え支援のような空き家等の利活用についての政策など、空き家等対策について全庁が連携した取り組みを行います。

補助金をご活用ください

◆特定空家解体撤去補助金について（主な交付要件）

- 1 補助対象事業に要する経費が30万円以上であること
- 2 借地の場合は、土地所有者の同意を得ているものであること
- 3 解体事業者は、主として町内事業者で、解体および撤去を行う資格を有すること

町へ寄附することもできます

◆特定空家等寄附受付について（要件）

- 1 土地・建物を合わせて、同時に寄附することができること
- 2 当該土地・建物を寄附することにより、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することが認められること
- 3 所有者等の過去3年の住民税所得割が非課税であること

問合せ先 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213